

○国土交通省令第 号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第六条ノ二、第六条ノ四第一項、第二十九条ノ四第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

国土交通大臣 太田 昭宏

船舶設備規程等の一部を改正する省令
(船舶設備規程の一部改正)

第一条 船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一百十五条の四の二の見出しを「（防音措置等）」に改め、同条中「国際航海に従事する」を削り、「の船員室等及び船橋」を「（平水区域を航行区域とする船舶並びに船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）」に、「適當な」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 騒音レベル（管海官庁が適當と認める方法により得られた値）が船内の場所ごとに告示で定める値を超えないようすること。

二 居住区域内の隔壁及び甲板は、その遮音性能について告示で定める要件に適合するものを用いること。

第一百十五条の四の一に次の一項を加える。

- 2 前項に掲げるもののほか、同項の船舶には、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 著しい騒音から船員を保護するための告示で定める設備及び備品を備えること。
 - 二 船内の騒音の状況について記載した騒音調査報告書を作成し、これを船内に備え置くこと。
- 第一百十五条の二十四第二項中「航行区域とする」の下に「総トノ数一、六〇〇トノ未満の」を加える。

(船舶安全法施行規則の一部改正)

第二条 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のよう改訂する。

別表第一及び別表第一の二中

「

表面仕上材

1個につき

表面仕上材

1個につき

居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料

1個につき

1,150円

1,150円

1,150円

に改める。

1,150円
7,900円

別表第一及び別表第一の二中
「

表面仕上材
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料

表面仕上材

1個につき

1,050円

1個につき

1,050円

7,400円

に改める。

(船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正)

第三条 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第五十七号を第五十八号とし、第十五号から第五十六号までを一号ずつ繰り下げ
、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 居住区域内に設ける隔壁及び甲板の材料

第五条第一項第二号ロ(1)の表中「第十七号から第十九号まで、第三十八号又は第三十九号」を「
第十五号、第十八号から第二十号まで、第三十九号又は第四十号」に、「第四十一号、第五十号又
は第五十三号から第五十七号」を「第四十二号、第五十一号又は第五十四号から第五十八号」に、
「第十五号、第十六号、第二十号から第三十七号まで、第四十号、第四十二号、第四十四号、第四
十五号、第四十八号、第四十九号、第五十一号又は第五十二号」を「第十六号、第十七号、第二十
一号から第三十八号まで、第四十一号、第四十三号、第四十五号、第四十六号、第四十九号、第五
十号、第五十二号又は第五十三号」に、「第四十三号、第四十六号又は第四十七号」を「第四十四
号、第四十七号又は第四十八号」に改める。

「又は防火戸の動力開閉装置」又は「防火戸の動力開閉装置又は居住区域内に設ける隔壁若しくは甲板の材料」又は「

隔壁」

又は「甲板の材料」又は「

冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材の 防湿用表面材若しくは接着剤又は表面仕上材	1 煙及び毒性試験に必要な設備 2 表面火炎伝搬試験に必要な設備 3 その他認定に係る冷却装置の管装置の防熱材、冷 却装置の防熱材の防湿用表面材若しくは接着剤又は表面仕上 材の検査に必要な設備
--	--

に必要な設備

冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材の 防湿用表面材若しくは接着剤又は表面仕上材	1 煙及び毒性試験に必要な設備 2 表面火炎伝搬試験に必要な設備 3 その他認定に係る冷却装置の管装置の防熱材、冷 却装置の防熱材の防湿用表面材若しくは接着剤又は表面仕上 材の検査に必要な設備
居住区域内に設ける隔壁 又は甲板の材料	1 遮音性試験に必要な設備 2 その他認定に係る居住区域内に設ける隔壁又は 甲板の材料の検査に必要な設備

冷却装置の

上材の検査

を改める。

甲板の材料

(船舶等型式承認規則の「船改出」)

第四条 船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)の「船改出の方法」を改出する。

別表第一号

「表面仕上材

88,300 1個につき

230

」や

表面仕上材
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料

88,300 1個につき
121,700 1個につき
1,

230

」を改める。

300

別表第一号

「表面仕上材

88,100 1個につき

「表面仕上材	88, 100	1個につき
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	121, 500	1個につき

」や
レ密なNQ°。

「
貯藏11母

「表面仕上材
1個につき

表面仕上材
1個につき

居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料
1個につき 1,

200
250
」
レ密なNQ°。

1個につき

「表面仕上材
1個につき

表面仕上材
1個につき

居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料
1個につき

200
200
」
レ密なNQ°。

1個につき

200
1, 200
」
レ密なNQ°。

1個につき

230
1, 300
」
レ密なNQ°。

1個につき

(施行要項)
」

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

(船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置)

2 平成二十六年七月一日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十七年一月一日前に建造に着手されたもの）であつて平成三十年七月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、第一条の規定による改正後の船舶設備規程の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 第一条の規定による改正後の船舶設備規程第百十五条の四の二第一項第一号の規定は、国際航海に従事しない船舶であつて平成二十九年七月一日前に建造契約が結ばれたもの（建造契約がない船舶にあっては、平成三十年一月一日前に建造に着手されたもの）のうち平成三十三年七月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、適用しない。

4 前二項の船舶であつて、平成二十六年七月一日以後に主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。